

りそな年金研究所

企業年金ノート

【本題】公的年金の財政検証について P1

公的年金の財政検証について

1. はじめに

2019（令和元）年8月27日、厚生労働省より「2019（令和元）年財政検証結果」等が公表されました。今回は、公的年金の財政検証の概要について、特にポイントになるとと思われる部分に焦点を当てて解説いたします。なお、今般の財政検証結果の詳細につきましては、公表資料（厚生労働省ホームページ等）をご参照くださいますようお願いいたします。

＜公表資料＞将来の公的年金の財政見通し(財政検証)[厚生労働省ホームページ]

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/zaisei-kensyo/index.html>

2. 「財政検証」とは

年金制度は長期にわたる制度であり、一定の予測に基づいて将来の給付と負担の見通しを立てて制度運営を行います。しかし、社会経済状況の変化により予測と実績とが乖離することがあるため、人口構成や経済情勢の変化を踏まえて、給付と負担の将来見通しを定期的に見直す必要が生じます。これを財政再計算といい、確定給付企業年金や厚生年金基金などの企業年金制度では少なくとも5年ごとに実施することが義務付けられています。

かつては公的年金でも財政再計算は、5年ごとに実施されていました。しかし、2004（平成16）年の制度改正により、保険料の上限を法律で定め時間をかけて給付水準を調整していく仕組み（マクロ経済スライド）等が導入されたことを受けて、国民年金および厚生年金保険では、従来の財政再計算に代えて財政検証を実施することとされました。財政検証は、国民年金法第4条の3および厚生年金保険法第2条の4において「政府は少なくとも5年ごとに、国民年金・厚生年金の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し（財政の現況及び見通し）を作成しなければならない」と定められており、今般、2014（平成26）年以来となる3回目の財政検証が実施されたものです。

なお、財政検証においては、将来の人口や経済について一定の前提を設定しますが、将来は不確実であり、その検証を行う時点において使用可能なデータを用い最善の努力を払ったとしても実績と前提に乖離が生じるのは避けられません。

このため、財政検証では、時間の経過につれて新たに蓄積される最新のデータから諸前提を設定し直した上で、現実の軌道を出発点としてその時点から概ね100年間の見通しを作成します。

すなわち、財政検証の結果は、人口や経済を含めた将来の状況を正確に見通す予測（forecast）というよりも、人口や経済等に関して現時点で得られるデータの将来の年金財政への投影（projection）という性格のものであることに留意が必要です。

3. 2019(令和元)年財政検証結果の概要

(1) 前提条件

2019(令和元)年財政検証の諸前提のうち、年金制度に関する前提については、前回の財政検証に対して2016年年金改革法に基づく「短時間労働者への被用者保険適用拡大の促進」「国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除」「年金額の改定ルールの見直し」の制度改正を反映しています。

また、社会・経済状況に関する前提は、遠い将来の見直しには不確実性が伴うことから、複数のパターンを設定するなど幅広い検証を行っています(図表1)。

<図表1>2019(令和元)年財政検証の諸前提

(1) 人口の前提

- ・「日本の将来推計人口(2017年4月、国立社会保障・人口問題研究所)」を使用。
- ・合計特殊出生率および死亡率について中位・高位・低位の3通りをそれぞれ設定。

合計特殊出生率		平均寿命	
2015年(実績)	2065年	2015年(実績)	2065年
1.45	<ul style="list-style-type: none"> 出生高位: 1.65 出生中位: 1.44 出生低位: 1.25 	<ul style="list-style-type: none"> 男: 80.75 女: 86.99 	<ul style="list-style-type: none"> 死亡高位: 男 83.83、女 90.21 死亡中位: 男 84.95、女 91.35 死亡低位: 男 86.05、女 92.48

(2) 労働力の前提

- ・「労働力需給の推計」(2019年3月、(独)労働政策研究・研修機構)
【経済成長と労働参加が進むケース、経済成長と労働参加が一定程度進むケース、経済成長と労働参加が進まないケース】

(3) 経済の前提

- ・経済・金融の専門家で構成する社会保障審議会年金部会のもとに設置した公開の「年金財政における経済前提に関する専門委員会」での検討

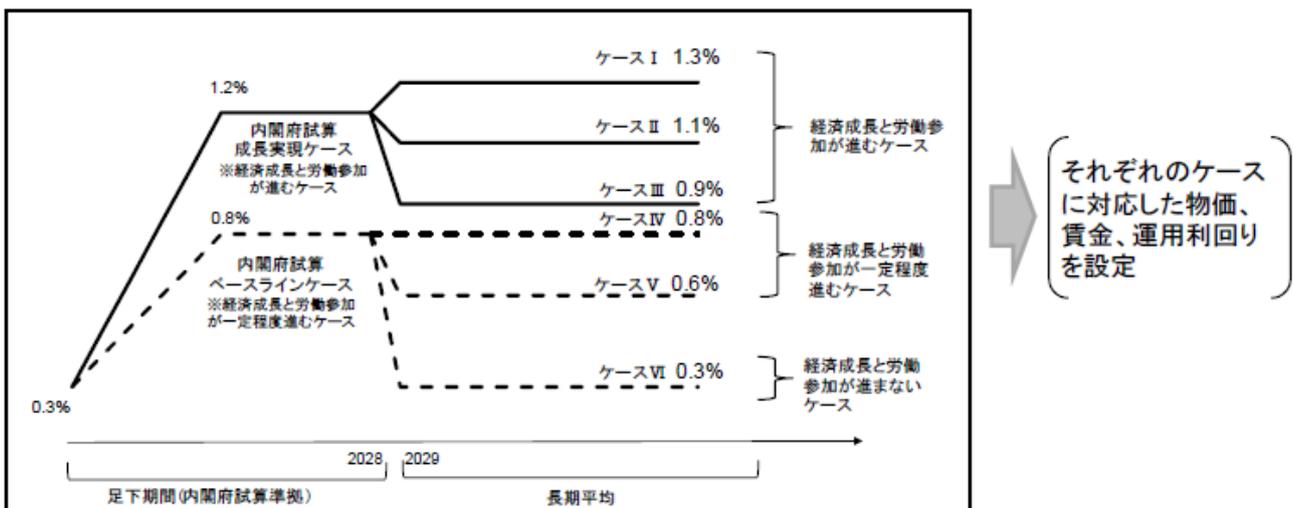
【2028年度までの足下の前提】

内閣府「中長期の経済財政に関する試算(2019年7月31日)」に準拠した【2ケース】

【2029年度以降の長期の前提】

長期的な経済状況を見通す上で重要な全要素生産性(TFP)上昇率を軸に【幅の広い6ケース】

※長期の前提のTFP上昇率は、内閣府試算の仮定、過去30年の実績、バブル崩壊後の1990年代後半以降の実績の範囲を踏まえ設定



成長実現ケース…アベノミクスで掲げたデフレ脱却・経済再生という目標に向けて、政策効果が過去の実績も踏まえたペースで発現する姿を試算したもの※

ベースラインケース…経済が足下の潜在成長率並みで将来にわたって推移する姿を試算したもの※

※内閣府「中長期の経済財政に関する試算(2019年7月31日)」より引用

		将来の経済状況の仮定		経済前提				(参考) 経済成長率 (実質) 2029年度以降 20~30年
		労働力率	全要素生産性 (TFP)上昇率	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		
						実質 <対物価>	スプレッド <対賃金>	
ケースⅠ	内閣府試算 「成長実現 ケース」に 接続するもの	経済成長と 労働参加が 進むケース	1.3%	2.0%	1.6%	3.0%	1.4%	0.9%
ケースⅡ			1.1%	1.6%	1.4%	2.9%	1.5%	0.6%
ケースⅢ			0.9%	1.2%	1.1%	2.8%	1.7%	0.4%
ケースⅣ	内閣府試算 「ベースライ ンケース」に 接続するもの	経済成長と 労働参加が 一定程度 進むケース	0.8%	1.1%	1.0%	2.1%	1.1%	0.2%
ケースⅤ			0.6%	0.8%	0.8%	2.0%	1.2%	0.0%
ケースⅥ		経済成長と 労働参加が 進まない ケース	0.3%	0.5%	0.4%	0.8%	0.4%	▲0.5%

(4) その他の制度の状況等に関する前提 (有遺族率、障害年金発生率、納付率 等)

- ・被保険者及び年金受給者等の実績データ等を基礎として設定
- ※納付率は、日本年金機構の中期計画を踏まえて設定

【参考】2014年財政検証と2019年財政検証の諸前提の比較

		要因	2014年検証	2019年検証	変化
足下の実績	被保険者数	【経済再生ケース】 6,635万人(2014年度) → 6,521万人(2017年度)	【実績】 6,722万人(2014年度) → 6,743万人(2017年度)		増加
	物価上昇率・ 実質賃金 上昇率	【経済再生ケース】 物価 2.4%(2014~2018年平均) 実質賃金 ▲0.2%(2014~2017年度平均)	【実績】 物価 1.0%(2014~2018年平均) 実質賃金 ▲0.6%(2014~2017年度平均)		低下
	スプレッド (賃金上昇率を 上回る運用利回り)	【経済再生ケース】 ▲0.4%(2014~2017年度平均)	【実績】 4.5%(2014~2017年度平均)		上昇
将来の仮定	人口要素	出生率	(2010年実績) (2060年中位推計) 1.39 → 1.35	(2015年実績) (2065年中位推計) 1.45 → 1.44	高く設定
		平均寿命	(2010年実績) (2060年中位推計) 男:79.55年 → 男:84.19年 女:86.30年 → 女:90.93年	(2015年実績) (2065年中位推計) 男:80.75年 → 男:84.95年 女:86.99年 → 女:91.35年	長く設定
	経済要素	就業率	【ケースA~E(経済再生・労働参加進展シナリオ)】 (2012年実績) (2030年推計) 56.5% → 58.4%	【ケースⅠ~Ⅲ(成長実現・労働参加進展シナリオ)】 (2017年実績) (2040年推計) 58.8% → 60.9%	高く設定
		実質賃金 上昇率 <対物価>	○2023年度までの前提 【ケースA~E(経済再生ケース)】 (2014年度) (2019年度) (2023年度) ▲1.6% → 1.8% → 2.1%	○2028年度までの前提 【ケースⅠ~Ⅲ(成長実現ケース)】 (2019年度) (2023年度) (2028年度) 0.4% → 1.2% → 1.3%	低く設定
			○2024年度以降の前提 【ケースA~E】 2.3~1.3%	○2029年度以降の前提 【ケースⅠ~Ⅲ】 1.6%~1.1%	低く設定
		スプレッド (賃金上昇率を 上回る運用利回り)	○2023年度までの前提 【ケースA~E(経済再生ケース)】 (2014年度) (2019年度) (2023年度) 0.3% → ▲0.2% → 0.8%	○2028年度までの前提 【ケースⅠ~Ⅲ(成長実現ケース)】 (2019年度) (2023年度) (2028年度) 0.6% → ▲1.2% → ▲0.7%	低く設定
○2024年度以降の前提 【ケースA~E】 1.1~1.7%	○2029年度以降の前提 【ケースⅠ~Ⅲ】 1.4%~1.7%		同程度		

(出所) 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し(2019(令和元)年財政検証結果)」を基に作成。

(2) 給付水準の調整終了年度と最終的な所得代替率の見通し

マクロ経済スライドによる給付水準調整は、固定した保険料水準、国庫負担及び積立金による財源により、今後、おおむね100年間の財政均衡期間で年金財政が均衡すると見込まれる給付水準に到達するまで続けるものとされています。

所得代替率とは、公的年金の給付水準を示す指標で、現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表されます。2019年度の所得代替率は61.7% (= (夫婦2人の基礎年金：13.0万円 + 夫の厚生年金：9.0万円) ÷ 現役男子の平均手取り収入額：35.7万円) とされています。

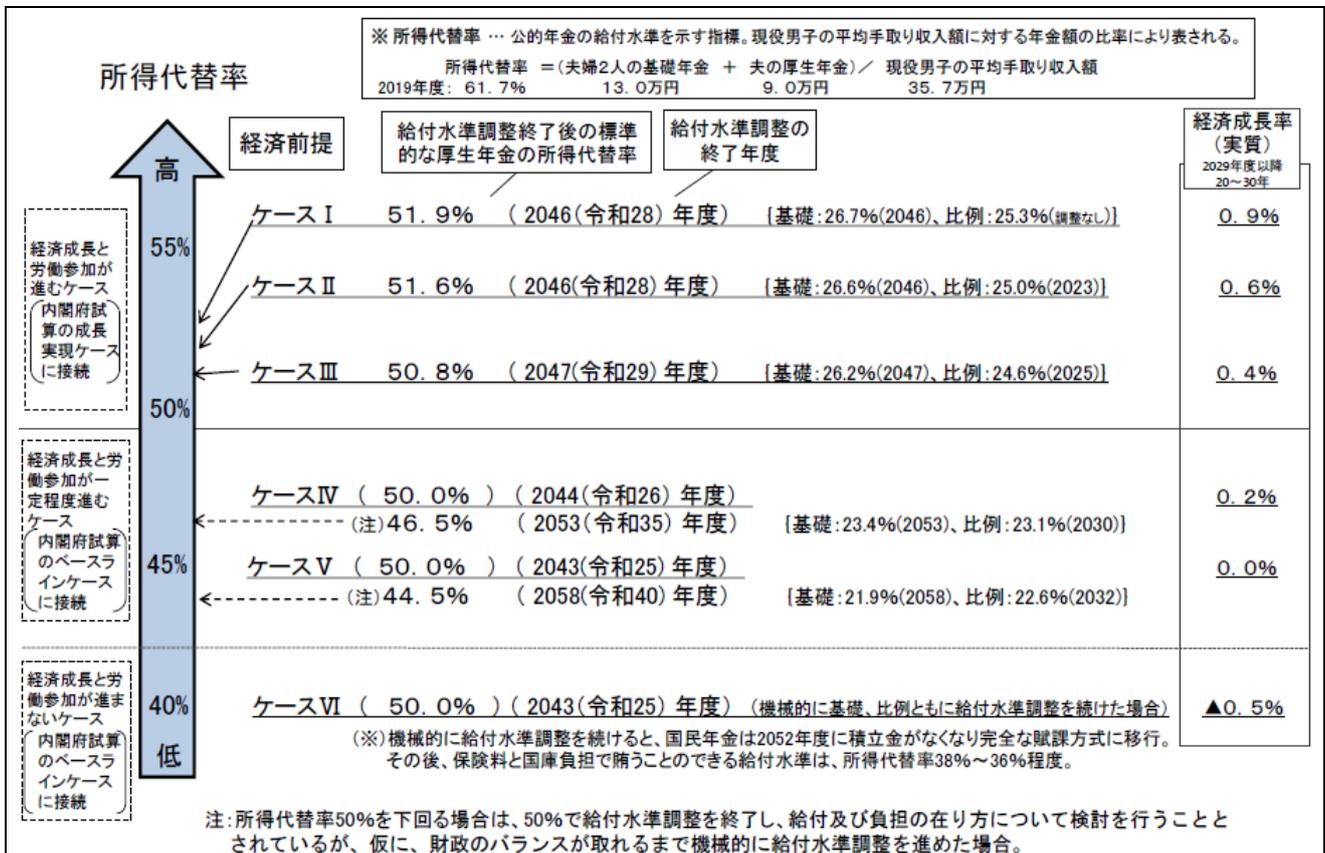
上記の所得代替率を出発点とし、人口の前提で中位推計(出生中位・死亡中位)を用いた経済前提Ⅰ～Ⅵの給付水準の調整終了年度と最終的な所得代替率の見通しは、図表2の通りです。経済成長と労働参加が進むことを想定したⅠ～Ⅲの3ケースでは、所得代替率は現時点(61.7%)よりも低下することは免れないものの、平成16年改正法附則第2条において給付水準の下限とされている50%以上を確保したまま長期の財政バランスが取れる結果となっています。一方、経済成長と労働参加が一定程度進むことを想定したⅣ、Ⅴ及び経済成長と労働参加が進まないことを想定したⅥの3ケースでは、年金財政の収支バランスが取れないうちに所得代替率が50%の下限に達する結果となっています。

今回の財政検証では、内閣府試算「ベースラインケース」に接続するケース(Ⅳ～Ⅵ)について、その後も財政バランスが取れるまで機械的に給付水準調整を進めた場合を検証しており、ケースⅣでは2053(令和35)年度に所得代替率46.5%で、ケースⅤでは2058(令和40)年度に所得代替率44.5%で収支バランスが取れる結果となりました。しかし、ケースⅥでは2052(令和34)年度に国民年金の積立金が枯渇し、その後は保険料と国庫負担で給付を賄う完全な賦課方式に移行する姿が示されました。

上記以外にも、人口前提(出生率・死亡率)や経済前提が変化した場合の影響も様々なパターンごとに示されていますが、基本的には、**経済成長や出生率が好調であれば年金財政にプラスに作用(低調であればマイナスに作用)**するといごく自然な結果となっています。

<図表2> 給付水準の調整終了年度と最終的な所得代替率の見通し(2019(令和元)年財政検証)

— 幅広い複数ケースの経済前提における見通し(人口の前提：出生中位、死亡中位) —



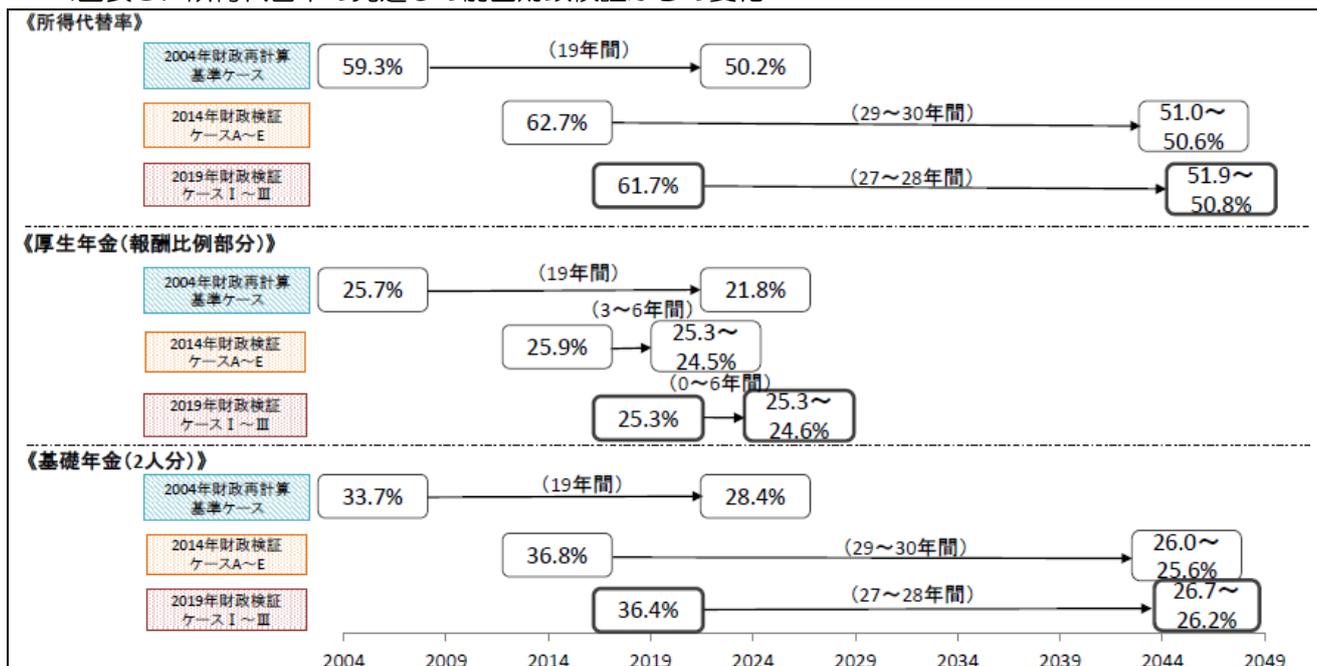
(出所) 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し(2019(令和元)年財政検証結果)」

(3) 所得代替率の見通しの前回財政検証からの変化

経済成長と労働参加が進むケースにおける所得代替率の見通しの前回財政検証からの変化は図表3の通りです。

足下の所得代替率は前回財政検証後にマクロ経済スライド調整が発動（累計 1.4%）したこと等により低下しました。一方、給付水準調整終了後の所得代替率は、経済成長と労働参加が進むケースⅠ～Ⅲと前回財政検証のケースA～E（労働市場への参加が進む経済再生ケース）を比較すると、出生率の改善や労働参加の進展等によりわずかに上昇しました。一定の経済成長と労働参加が進めば将来的に所得代替率 50% を確保できるものの、報酬比例に比べ基礎年金の給付水準調整期間が長期化している点は前回財政検証と同様です。

＜図表3＞所得代替率の見通しの前回財政検証からの変化



(出所) 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し(2019(令和元)年財政検証結果)」

4. 「オプション試算」について

前回財政検証では、法律で要請されている現行制度に基づく「財政の現況及び見通し」に加えて、一定の制度改正を仮定したオプション試算が実施されました。

2019(令和元)年財政検証においても、年金部会での議論等を踏まえてオプション試算が実施され、公表されています。

今回は、「A: 被用者保険の更なる適用拡大」及び「B: 保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択」の2つのオプション試算結果が示されるとともに、参考試算として、「2016年年金改革法による年金額改定ルールの効果」の計算結果も示されました。

(1) オプションA・・・被用者保険の更なる適用拡大

年金機能強化法による短時間労働者への適用拡大(2016(平成28)年10月施行)により、「従業員501人以上の企業で月額賃金8.8万円以上等の要件を満たす短時間労働者」が新たに厚生年金の被保険者になりました。また、2016年年金改革法による短時間労働者への適用拡大(2017(平成29)年4月施行)により、「従業員500人以下の企業について、労使の合意に基づき適用拡大が可能」となりました。

今回のオプション試算では、短時間労働者について2024(令和6)年度より更なる適用拡大を行った場合について、

- A-①被用者保険の適用対象となる現行の企業規模要件を廃止した場合(対象者数125万人ベース)
- A-②被用者保険の適用対象となる現行の賃金要件、企業規模要件を廃止した場合(対象者数325万人ベース)
- A-③一定の賃金収入(月5.8万円以上)がある全ての被用者へ適用拡大した場合(対象者数1,050万人ベース)

の3通りに分けて試算され、所得代替率はA-①では0.4%～0.5%、A-②では0.8%～1.1%、A-③では4.3%～最大4.8%も上昇する結果となりました(図表4)。とりわけA-③では、約400万人が第1号被保険者から第2号被保険者に移るとともに、それまでに蓄積された国民年金の積立金が減少後の第1号被保険者の給付原資となることから、基礎年金部分の所得代替率が大幅に上昇する効果が示されました。

＜図表4＞オプション試算結果（被用者保険の更なる適用拡大）の概要

ケース (経済成長率<実質>)	所得代替率（給付水準調整終了年度）			
	現行の仕組み	A-① (125万人ベース)	A-② (325万人ベース)	A-③ (1,050万人ベース)
ケースⅠ (+0.9%)	51.9% (2046)	52.4% (2045)	52.8% (2045)	56.2% (2039)
ケースⅢ (+0.4%)	50.8% (2047)	51.4% (2046)	51.9% (2045)	55.7% (2039)
ケースⅤ (+0.0%)	44.5% (2058)	45.0% (2057)	45.4% (2056)	49.0% (2047)

(出所) 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算(2019(令和元)年オプション試算結果)」を基に作成。

(2) オプションB…保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択

オプションBでは、

B-①基礎年金の保険料拠出期間を延長した場合

B-②65歳以上の在職高齢年金（高在老）を見直した場合【緩和・撤廃】

B-③厚生年金の加入年齢の上限を現行の70歳から75歳に延長した場合

B-④就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大をした場合【65歳、70歳、75歳】

B-⑤就労延長と受給開始時期の選択肢の拡大をした場合【オプションB-①～④の全てを実施した場合】

の5通りに分けて試算が行われました。

B-①では、6.4%～6.9%、B-③では、0.0%～0.3%程度所得代替率が上昇、逆にB-②の高在老を撤廃する場合には、0.3%～0.4%程度所得代替率が低下する結果となりました(図表5)。

またB-①における基礎年金給付費と国庫負担の見直し(2019年度価格)を、現行制度によるものと比較した結果も示されており、B-①を実施すると2115(令和97)年度では基礎年金給付費は1.4兆円、基礎年金国庫負担は0.7兆円多く必要となる結果となりました。

＜図表5＞オプション試算結果（保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択B-①～③）の概要

ケース (経済成長率<実質>)	所得代替率（給付水準調整終了年度）			
	現行の仕組み	B-① (20～65歳の45年 拠出)	B-② [高在老を撤廃] (20～60歳の40年 拠出)	B-③ (20～60歳の40年 拠出)
ケースⅠ (+0.9%)	51.9% (2046)	58.8% (2045)	51.6% (2046)	51.9% (2046)
ケースⅢ (+0.4%)	50.8% (2047)	57.6% (2046)	50.4% (2047)	51.1% (2047)
ケースⅤ (+0.0%)	44.5% (2058)	51.0% (2055)	44.2% (2058)	44.8% (2058)

(出所) 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算(2019(令和元)年オプション試算結果)」を基に作成。

B-④の退職年齢と受給開始を75歳とした場合では、39.0%（うち繰下げ増分33.4%）～45.4%（うち繰下げ増分39.1%）、B-⑤の退職年齢と受給開始を75歳とした場合では、54.6%（うち繰下げ増分42.7%）～62.4%（うち繰下げ増分49.3%）程度所得代替率が上昇する結果となりました(図表6、7)。内訳をみると受給開始時期の繰下げによる給付増額の効果が大半を占めています。

＜図表6＞オプション試算結果（保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択B-④）の概要

ケース (経済成長率<実質>)	マクロ経済スライド給付調整終了後の所得代替率					
	現 行 の 仕 組 み	75 歳まで働いて受給開始した場合			(参考) 70 歳まで働いて 受給開始した場合 の水準※2	
		65 歳で受給し た場合の水準	70 歳までの 拠出期間増分 ※1	75 歳までの 繰下げ増分		
ケースⅠ (+0.9%)	51.9%	97.3%	55.1%	3.2%	39.1%	77.8%
ケースⅢ (+0.4%)	50.8%	95.2%	53.9%	3.1%	38.3%	76.1%
ケースⅤ (+0.0%)	44.5%	83.5%	47.3%	2.8%	33.4%	66.8%

※1 70 歳を超えて就労したとしても保険料拠出はなく報酬比例年金も増加しない。

※2 現行の仕組みを前提とした試算であり、制度改正を行わなくても実現可能

(出所) 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算(2019(令和元)年オプション試算結果)」を基に作成。

＜図表7＞オプション試算結果（保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択B-⑤）の概要

ケース (経済成長率<実質>)	マクロ経済スライド給付調整終了後の所得代替率					
	現 行 の 仕 組 み	75 歳まで働いて受給開始した場合			(参考) 70 歳まで働いて 受給開始した場合 の水準	
		65 歳で受給し た場合の水準	75 歳までの 拠出期間増分	75 歳までの 繰下げ増分		
ケースⅠ (+0.9%)	51.9%	114.3%	58.7%	6.3%	49.3%	86.5%
ケースⅢ (+0.4%)	50.8%	111.9%	57.5%	6.1%	48.3%	84.7%
ケースⅤ (+0.0%)	44.5%	99.1%	50.8%	5.6%	42.7%	75.0%

(出所) 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算(2019(令和元)年オプション試算結果)」を基に作成。

(3)オプションAとオプションBの組み合わせ試算

今回のオプション試算では、オプションA（被用者保険の更なる適用拡大）とオプションB（保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択）を組み合わせた場合の試算結果も示されました。

A-②とB-①～③の制度改正※を全て実施する場合は、7.1%～7.8%、A-③とB-①～③の制度改正※を全て実施する場合は、10.4%～11.5% 程度所得代替率が上昇する結果となりました(図表8)。

※B-①～③の制度改正とは、具体的には「基礎年金の拠出期間延長」、「65歳以上の在職老齢年金の廃止」、「厚生年金の加入年齢の上限を現行の70歳から75歳に延長」を前提としています。

＜図表8＞オプション試算結果（オプションAとオプションBの組み合わせ試算）の概要

ケース (経済成長率<実質>)	所得代替率（給付水準調整終了年度）		
	現行の仕組み	A-②と B-①～③の全て (基礎年金・厚生年金 とも45年拠出)	A-③と B-①～③の全て (基礎年金・厚生年金 とも45年拠出)
ケースⅠ (+0.9%)	51.9% (2046)	59.6% (2044)	63.0% (2039)
ケースⅢ (+0.4%)	50.8% (2047)	58.6% (2045)	62.4% (2039)
ケースⅤ (+0.0%)	44.5% (2058)	51.6% (2054)	54.9% (2047)

(出所) 厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通しの関連試算(2019(令和元)年オプション試算結果)」を基に作成。

(参考)2016年年金改革法による年金額改定ルールの効果

2019(令和元)年財政検証の経済前提(ケースⅠ～Ⅵ)を基礎とし、物価・賃金に景気の波による変動を加えて経済変動を設定した上で、年金額改定ルールの見直し「賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底」※1・「キャリアオーバー」※2の効果それぞれ試算され、それぞれの影響度合いが確認されました。

「賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底」では、経済変動があるため、賃金上昇率がマイナスとなる場合、賃金・物価スライドの見直しを実施しなければ足下の所得代替率が上昇する一方、将来の所得代

替率が低下します。このため、賃金上昇率を低く設定している下位のケースの方が効果が大きいという結果が示されました。

「キャリアオーバー」では、景気悪化時に発生するマクロ経済スライドの未調整分を、景気が改善した時に解消することにより、将来世代の給付水準の上昇につながることから、未調整分が発生しやすい下位のケースの方が効果が大きいという結果が示されました。

参考として示された「マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みの場合」の試算結果では、現行の仕組みのままでは2056（令和38）年度に国民年金の積立金が枯渇することとなるケースVIでも2061（令和43）年度には収支バランスが取れるという試算結果が示されました。

※1 賃金・物価スライドについて、賃金変動が物価変動を下回る場合には賃金変動に合わせて改定する考え方を徹底

※2 マクロ経済スライドについて、名目下限額を維持し、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を調整

5. 2019(令和元)年財政検証関連資料

今回の財政検証においても、前回財政検証時と同様に年金受給後の年金額の見通しなどを示した財政検証関連資料も併せて公表されました。関連資料のうち、「経済成長と年金財政」の中では公的年金の給付と負担の国民経済に対する大きさについて、

「給付と負担のGDPに対する割合は足下と同水準程度以下で推移する見通しであるため高齢化に伴う給付増の抑制ではなく、固定された負担水準のもとで、支え手を増やすことなどにより国民生活の安心と安定に寄与できる給付をいかに確保するかが今後の年金制度の課題」

であることが示されました。

「多様な世帯類型における所得代替率」の中では、所得代替率や年金額の違いは世帯類型でなく賃金水準の違いから生じているものであり、賃金水準に着目することが重要であることが示されました。

その他、「足下（2019年度）の所得代替率を確保するために必要な受給開始時期の選択」「生年度別に見た年金受給後の年金額の見通し」「公的年金の給付と財源の内訳（バランスシート）」が示されました。

6. 結びにかえて

今回の財政検証結果と前回の財政検証結果を比較すると給付水準の調整終了年度・最終的な所得代替率ともほとんど同じかわずかに今回の方が良化しています。これは好転要因（出生率向上、労働参加進展等）と悪化要因（平均寿命伸長、経済前提が控えめ等）がおおむね相殺された結果と考えられます。

前回の財政検証結果よりも悪化していないとはいえ、今回の財政検証からうかがえる公的年金制度の将来像は、決して楽観視できる内容ではないことは否めません。その意味では、オプション試算結果を踏まえた制度改正の早急な検討が望まれると言えるでしょう。さらに社会保障審議会（企業年金・個人年金部会）で議論されているように私的年金等の重要性に加えて、一人一人の自助努力も必要になっていくものと思われます。例えば働き方改革の一環として福利厚生制度を見直す場合には65歳以降の継続雇用制度を利用して公的年金の受給開始時期を遅らせる（繰下げ受給する）ことによる年金額増額の効果も考慮するなど、人生100年時代に向けてより安心して暮らせるような制度を構築することがますます重要になっていくと思われます。

<参考文献>

りそな企業年金研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）について」『企業年金ノート』2017年5月号

<https://www.resonabank.co.jp/nenkin/info/note/pdf/201705.pdf>

（年金業務部 年金信託室 数理グループ 坂本 雅俊）

※今月の「りそなコラム」は、紙面の都合により休載させていただきます。

企業年金ノート 2019(令和元)年9月号 No.617

編集・発行：株式会社りそな銀行 年金業務部 年金信託室 りそな年金研究所
〒540-8607 大阪府大阪市中央区備後町2-2-1
TEL: 06-6268-1830 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp



りそな銀行ホームページ(企業年金・iDeCoのお客さま): <https://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>
りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.secure.force.com/>
確定拠出年金スタートクラブ: <https://dc-startclub.com/>